

農業振興地域内の農用地区域変更（除外、用途変更）手続き

制度の目的	<p>『農業振興地域の整備に関する法律』 自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p>
手続き等	<p>農業振興地域内の農用地区域に指定されている土地は、農業上の利用を確保する目的で農業振興地域整備計画の農用地利用計画で指定された用途以外に供するための農地転用等は認められないため、農用地以外の利用目的に供するためには、あらかじめ農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外及び用途変更）の手続きを行い承認されなければならない。</p> <p>(1) 農用地区域 農振法に基づき、農業振興地域内において今後概ね10年以上農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。</p> <p>(2) 農用地区域からの除外 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、優良農地を確保し、また、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、次に掲げる5つの要件のすべてを満たす場合に限り、農用地区域からの除外でできる。</p> <p>『除外の5要件』</p> <p>① 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、当該地以外に代替する土地がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な転用計画があり、必要かつ急ぐ案件なのか。 ・ 計画変更する規模は妥当なのか。 ・ 農用地区域以外の土地を選定できない明確な理由はあるのか。 ・ 転用の見込みは確実なのか。 <p>② 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請地は、農用地区域の縁辺部か。 ・ 申請地の除外により、効率的な農業を行うのに必要な農地の連担性に問題が生じないのか。 ・ 申請地の除外により、日照や通風、雨水排水の放流について周囲の営農に支障がないか。 <p>③ 担い手に対する農用地の利用集積への支障がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中心的な担い手（認定農業者等）の効率的かつ安定的な農業経営に支障はないか。 ・ 申請地において、営農を行いたいといった斡旋の申し出がないか。 <p>④ 土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請地の除外により、かんがい排水施設や農道等の機能に支障が生じないか。 <p>⑤ 農業生産基盤整備事業完了の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>* 除外できない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域以外に代替できる土地がある場合 ・ まとまりのある農地の中央部の除外 ・ 虫食いの除外 <p>(3) 用途区分の変更 農用地区域の設定に際し、その土地について農業上の用途を指定しているため、その用途を変更する場合（農地→農業用施設）は申請し承認される必要がある。</p>

<p>手続き フロー図</p>	<pre> graph TD Applicant[申請者] -- 申請 --> Sagara[相良村] Sagara -- 回答 --> Applicant Org[農業関係団体 (相良村農業振興地域整備促進協議会等)] <--> 意見聴取 Sagara Pref[熊本県] <--> 協議 Sagara Sagara -- 承認した場合 --> Step11[法第11条 公告・縦覧・異議申出受付 概ね45日] Step11 --> Step12[法第12条 公告] Pref -- 法定協議・同意 --> Step11 </pre> <p>* 申請書の受付から回答までには、6ヶ月以上かかる場合もありますのでご了承ください。</p> <p>* 農用地区域からの除外及び用途変更の手続きが承認された場合は、農業委員会の農地の転用許可申請が必要です。農地転用に関する事項については、事前に農業委員会にご相談ください。</p>
<p>申請締切り</p>	<p>熊本県との協議が年2回（5月、11月）となっており、上記フロー図のとおり関係機関への意見照会や内容審査に時間を要するため、相良村の申請締切りを4月15日と10月15日としています。</p> <p>つきましては、事前にご連絡いただくとともに、余裕をもって手続きをお願いします。</p>
<p>担当窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興地域整備計画に係る事務 相良村役場 産業振興課 TEL：0966-35-1034 ■ 農地転用に係る事務 相良村役場 農業委員会 TEL：0966-35-1037